

提 言 書

環境に配慮した

建設産業対策について

平成 1 8 年 1 0 月 4 日

島根県議会建設環境委員会

目次

．はじめに	1
．提 言	1
．建設産業の状況	2
．県における施策	4
．提言の内容と理由	4
1．建設産業対策の充実強化	4
2．建設産業対策における支援体制の強化	6
3．社会貢献の取り組みを積極的に行っている企業の評価拡大	6
4．環境に配慮した工法や資材の積極的な採用	7

．はじめに

島根県は、長引く景気の低迷による税収の悪化、地方交付税の削減いわゆる地財ショックや公債費の増加による財政の硬直化などにより、公共事業費を始めとする歳出全般の見直しが求められ、平成16年度に「中期財政改革基本方針」を策定し、概ね10年後の収支均衡をめざし、財政歳出全般にわたる縮減の取り組みを行っているところである。

しかしながら、公共事業の大幅な縮減は、本県の基幹産業である建設産業に対し直接的に大きな打撃を与え、その経営基盤を揺るがすのみならず、地域経済や雇用などへ大きな影響を及ぼしている。

建設環境委員会では、このような建設産業を取り巻く厳しい状況に即応し、昨年度からこれまで県内建設産業の経営者や後継者から直接経営の現状や今後の展望などについて聞き取りを重ねるとともに、福祉や環境など新分野に進出している県外事業所の調査や研究機関から意見聴取を行ってきた。

こうした中で、県内の建設産業においては、建設廃棄物のリサイクル製品の開発など資源循環による環境対策に積極的に取り組まれているものの、価格や流通などの課題により一般化に至っていないことから、環境に配慮した循環型社会の実現をも視野に入れながら、建設産業に対する本県の施策や取り組みの方向性について意見を取りまとめたので、ここに今後の建設産業対策に資するよう提言を行う。

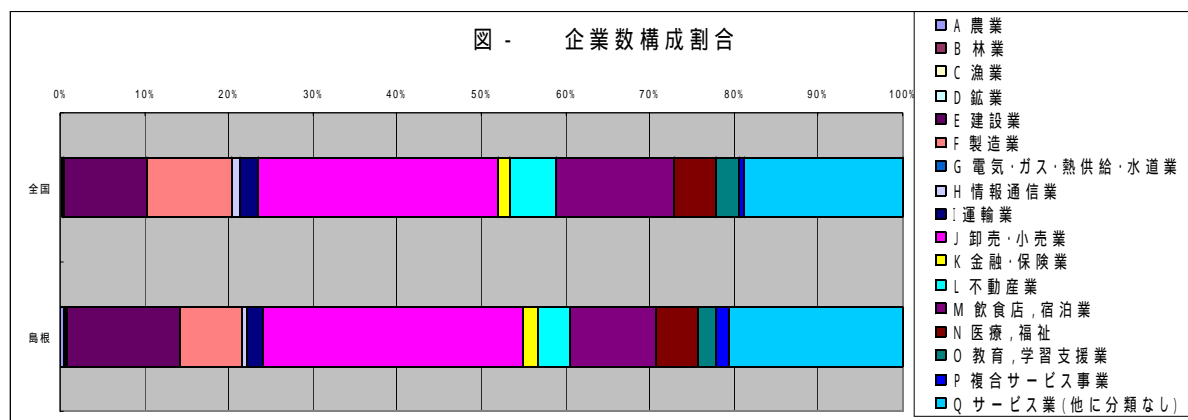
．提 言

- 1．建設産業対策の充実強化
- 2．建設産業対策における支援体制の強化
- 3．社会貢献の取り組みを積極的に行っている企業の評価拡大
- 4．環境に配慮した工法や資材の積極的な採用

建設産業の状況

1. 統計で見た状況

H16年度 事業所・企業統計調査



建設工事受注動態統計調査(平成12～17年度計分) 単位:百万円

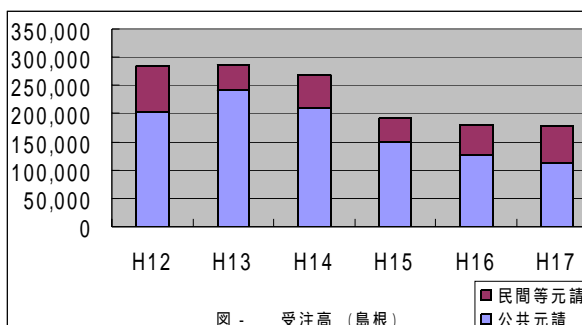
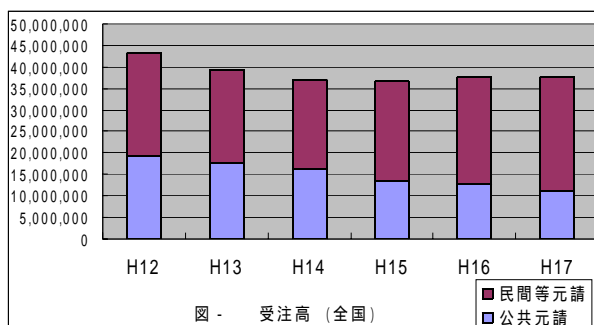


図 - は、県内全産業のシェア率を企業数の構成割合で示した図である。本県の建設業は構成比で約 13 %、全国平均の 9.5 %に対し、高い比率となっている。

図 - および図 - は建設産業における受注額を全国と島根県について民間等と公共に分けて表したものである。これによると、島根県においては公共事業への依存度が高いこと、また H15 以降、受注高が急減していることがわかる。

事業所・企業統計調査

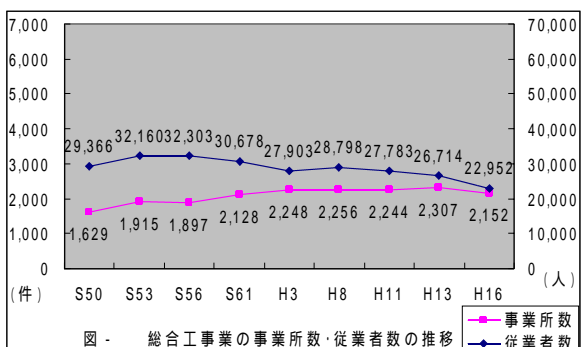
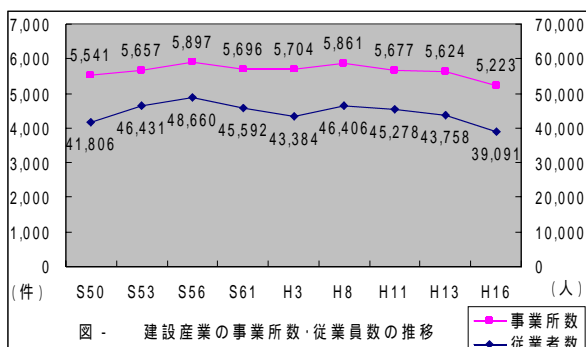


図 - は県内建設産業の事業所数と従業員数、図 - は県内建設産業のうち、総合工事業の事業所数と従業員数の推移を示したものである。

近年は全体に減少傾向にあり、H11とH16を比較すると以下となり、事業所の減少に比べ従業員数の減少が大きい。

H16/H11	事業所	従業員
建設業	92%	86%
総合工事業	95%	83%

また、図 - における受注高の減少率をH12とH17で比較すると、公共元請で55%、民間等元請で81%、全体で62%となっている

以上を見ると、島根県における建設産業は全産業に占める割合が高く、その受注先は公共事業の割合が高い。このことから公共事業縮減は建設産業など県内産業に与える影響は大きいといえる。また、受注額の減少に比べて事業所、従業員数は減少傾向にあるが緩やかであり、事業所数が供給過剰の状態にあるといえる。

2. 協業化、企業合併に関する意識調査の状況

平成16年12月に土木部が建設産業を対象に行ったアンケート調査によると、企業合併や協業化への関心度は20～30%台と低い比率を示している。これは、企業風土やマネジメントの考え方の違いを克服する事の困難さを示していると思われるが、業界の再編への認識は「進む」が37%と比較的高く、将来的には再編は進んでいくものとの見方が強いようである。また、山陰経済経営研究所が平成17年8月に行った山陰両県におけるアンケート調査によれば、「積極的」あるいは「条件次第」で取り組みたいが50%を上回っており、今後建設事業者単独での生き残りは非常に厳しいとの捉え方をしていることが伺われる。

．県における施策

「当面の雇用対策及び建設産業対策の方針」では、公共事業の縮減の中で、地域の持続的発展のためには、民需主体の産業構造への転換と地域産業の活性化が不可欠であり、そのための施策として雇用の拡大策と共に公共事業の大幅縮減が建設産業に及ぼす影響への対策として、建設業界の構造改善、新分野進出などの支援を行うこととしている。

また、この方針を踏まえ、「島根県内の建設産業の実態と構造改善の指針」を策定し、経営合理化、基盤強化による本業での生き残り 企業合併や企業連携による本業での生き残り 経営の多角化・新分野進出による新たな事業展開 事業の縮小と撤退による企業整理の方向性、などを示し、各種補助制度や相談事業が実施されている。

．提言の内容と理由

建設環境委員会においては、県内建設産業経営者等からの聞き取りや研究機関からの意見聴取も踏まえ、「環境に配慮した建設産業対策」として以下の4項目の提言を行う。

1 ．建設産業対策の充実強化

1) 建設産業の構造改革を支援するため、様々な助成金、補助金や優遇措置が制度として実施されているが、その効果は一朝一夕に発生するものではなく、今後の社会情勢を見極めながら息の長い取り組みが必要である。これからの建設産業を見据えた協業化・合併、新分野進出などに対する取り組みを今後も継続すると共に、補助要件の緩和や構造改革の進捗に対応できるよう予算の確保に努められたい。

2) 協業化・合併、新分野進出における低利の融資や財務体質改善による信用枠の拡大など、構造改革に向けた取り組みを行っている企業に対し、財政

的支援の充実を図られたい。

(理由)

1) 建設業界においては、近年の公共事業縮減に伴う受注量の減少、収益率の悪化などにより企業体力の低下が顕著になっている。しかしながら、施設の維持管理や更新、災害対応など、地域の生活環境を維持する事業はこれからも継続されることから、これを支える優良な企業の必要性は高まってゆく。

さらに、公共事業削減が避けられない状況にあって、優秀な技術者を確保し、安定してこれらの事業を実施していくためには、企業の協業化や合併による構造改善が進むことが望ましい。

県内における企業合併については、合併による指名の特例を受けている企業数で34社となっている。このように、事例は少ないものの現実に合併が行なわれており、今後も確実に進んでいくものと考えられることから、合併支援助成金制度や指名の特例制度、アドバイザー制度の継続や諸制度の充実などにより、本県の建設産業にとって合併が選択しやすい環境の整備を図られたい。

また、合併により業務体質が改善されることを念頭に、さらなる支援制度として、信用保証協会における保証枠の拡大や低利の融資など、業界の再編を加速させる施策の充実を図られたい。

2) 産業全体で高い位置を占める建設産業が、新分野への進出などにより事業活動を継続していくことは、地域の雇用や経済活動を活性化する上で重要である。

本業の受注額の減少が進む中で、経営の多角化や新規事業への参入、あるいは業種転換などによる企業の生き残りが必要であり、そのための施策の継続、充実は今後も必要と考える。

現在、建設産業が新分野に進出するにあたり、その障壁として、新分野への投資が経営事項審査に影響する事が挙げられる。経営事項審査は、公共事業を請け負う建設事業者に義務づけられた全国統一の審査基準であるが、借

り入れや固定資産が多い場合には、経営状況が悪化しているとして点数が下がることとなる。

新分野への参入を促進する観点から、県の入札参加資格審査においての加点を考慮するなど、改善を検討されたい。

2 . 建設産業対策における支援体制の強化

1) 協業化・合併、新分野進出を推進するサポート体制については、きめ細かな支援が行えるよう部局横断的な体制の整備を図られたい。

(理由)

新分野や関連産業への進出は、いわば第二創業という面もあり、新たな投資や従業者の教育などの問題を克服する必要がある。

今後の建設産業対策の更なる強化においては、協業化や合併に関して、外部のアドバイザーなどの活用、新分野に関しては農林水産部における企業の農業参入の取り組みのほか、環境部門、福祉部門など、様々な部門の職員により、部局を横断的に意思疎通が十分に行われる体制の整備が必要である。

建設産業対策は地域の雇用、経済の立て直しであり、それはまさに島根県にとって最も重要な課題であることを認識し、全庁的な体制を構築されるよう要請するものである。

3 . 社会貢献の取り組みを積極的に行っている企業の評価拡大

1) 地域のボランティア活動への参加や除雪事業、災害時対応など、企業として地域に根ざした活動を行ない、社会的評価の高い企業に対しては、入札参加資格審査や入札参加者選定において評価を拡大する方策を導入されたい。

(理由)

公共事業への依存度が大きい本県の建設産業にあって、会社規模の大小に

かかわらず、地域活動に積極的に参加し、社会貢献の意識を高く持つことも求められる。また、社会貢献意識の高い優良な企業に対し適正な評価を行うことは、今後の健全な建設産業の育成を図る上で重要な事である。

現在、経営事項審査においては、災害時の協力協定などを行っている企業にはプラス加点の制度があるが、比較的小規模なものとなっている。また、指名に関する優遇策は採られていない。地域に密着して活動する事業者においては、工事の施工や現場の管理などに関し、地域住民への安心感、信頼感が得やすく、スムーズな施工が期待できるため、受注機会の拡大を検討することも必要である。

地域貢献のボランティアとしては、「河川愛護団体（ラブリバー制度）」、「ハートフルロードしまね」や、除雪作業への参加、災害対応などが有効と考える。

4．環境に配慮した工法や資材の積極的な採用

1) 循環型社会の構築は、環境保護において重要な要素であり、建設産業においてもその推進を図るため様々な取り組みが行われている。「しまね・ハツ・建設ブランド」や「しまねグリーン製品」に登録され、県内業者が有する環境に関連した新技術、新工法、資材の利用を促進し、環境対策を強化されたい。

(理由)

近年、県民の環境への関心の高まり、循環型社会構築の要求により、公共事業においても自然環境に配慮した資材、工法の採用、あるいは計画の重要性が高まっている。

公共事業における排出抑制策としては、コンクリート殻、アスファルト殻の再利用、建設発生土の有効利用などの取り組みが行われ、新材使用を抑制する効果が上がってきている。さらに、資源の有効活用策として、建設発生

木材についても、チップ化による再利用（堆肥、植生基盤材への利用）も進められている。このように近年は公共工事での排出抑制や再利用についての取り組みが進んできており、この取り組みには、建設産業における技術開発も大きな力となっている。

「平成18年度 島根県グリーン調達推進方針」では、公共事業において使用可能な品目について積極的にその調達を推進することとしているが、単価面や流通の関係で一般化が図られず、需要が少ないのが現状である。

資源循環の取り組みには、このような再生資材の活用や、再生資源を活用した新工法を採用することが重要であり、利用の拡大により単価などの改善もなされると考える。

資源循環の面から、また、事業の多角化の面から、試験施工を含めて更なる利用促進を図る必要がある。

以上、4項目を提言する。

平成18年10月4日

島根県議会建設環境委員会	委員長	小沢	秀多
	副委員長	野津	浩美
	副委員長	川上	昌彦
	委員	細田	重雄
	委員	田中	健二
	委員	森山	健一
	委員	石倉	俊紀
	委員	石橋	富二雄
	委員	尾村	利成